

介護予防短期入所生活介護

| 改正後 | 改正前 | |
|--|-----|--|
| <p>イ 介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)</p> <p> a 要支援1 465単位</p> <p> b 要支援2 577単位</p> <p>(-) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)</p> <p> a 要支援1 465単位</p> <p> b 要支援2 577単位</p> <p>(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)</p> <p> a 要支援1 437単位</p> <p> b 要支援2 543単位</p> <p>(-) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)</p> <p> a 要支援1 437単位</p> <p> b 要支援2 543単位</p> <p>ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)</p> <p> a 要支援1 543単位</p> <p> b 要支援2 660単位</p> <p>(-) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)</p> <p> a 要支援1 543単位</p> <p> b 要支援2 660単位</p> <p>(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)</p> <p> a 要支援1 512単位</p> <p> b 要支援2 636単位</p> <p>(-) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)</p> <p> a 要支援1 512単位</p> <p> b 要支援2 636単位</p> | ← | <p>イ 介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)</p> <p> a 要支援1 461単位</p> <p> b 要支援2 572単位</p> <p>(-) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)</p> <p> a 要支援1 460単位</p> <p> b 要支援2 573単位</p> <p>(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)</p> <p> a 要支援1 433単位</p> <p> b 要支援2 538単位</p> <p>(-) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)</p> <p> a 要支援1 438単位</p> <p> b 要支援2 539単位</p> <p>ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)</p> <p> a 要支援1 539単位</p> <p> b 要支援2 655単位</p> <p>(-) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)</p> <p> a 要支援1 539単位</p> <p> b 要支援2 655単位</p> <p>(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費</p> <p>(-) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ)</p> <p> a 要支援1 508単位</p> <p> b 要支援2 631単位</p> <p>(-) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)</p> <p> a 要支援1 508単位</p> <p> b 要支援2 631単位</p> |

※共生型介護予防短期入所生活介護：介護予防短期入所生活介護の所定単位数に92/100を乗じた単位数

12. 短期入所生活介護

改定事項

○基本報酬

- ①看護体制の充実
- ②夜間の医療処置への対応の強化
- ③生活機能向上連携加算の創設
- ④機能訓練指導員の確保の促進
- ⑤認知症専門ケア加算の創設
- ⑥特養併設型における夜勤職員の配置基準の緩和
- ⑦介護ロボットの活用の推進
- ⑧多床室の基本報酬の見直し
- ⑨療養食加算の見直し
- ⑩共生型短期入所生活介護
- ⑪介護職員処遇改善加算の見直し
- ⑫居室とケア

12. 短期入所生活介護 基本報酬

| 単位数 | | ※以下の単位数はすべて1日あたり | | | |
|---------------|-------|------------------|---------------|-------|---------|
| ○単独型：従来型個室の場合 | | | ○併設型：従来型個室の場合 | | |
| | ＜現行＞ | ＜改定後＞ | | ＜現行＞ | ＜改定後＞ |
| 要支援 1 | 461単位 | 465単位 | 要支援 1 | 433単位 | 437単位 |
| 要支援 2 | 572単位 | 577単位 | 要支援 2 | 538単位 | 543単位 |
| 要介護 1 | 620単位 | 625単位 | 要介護 1 | 579単位 | 584単位 |
| 要介護 2 | 687単位 | ⇒ 693単位 | 要介護 2 | 646単位 | ⇒ 652単位 |
| 要介護 3 | 755単位 | 763単位 | 要介護 3 | 714単位 | 722単位 |
| 要介護 4 | 822単位 | 831単位 | 要介護 4 | 781単位 | 790単位 |
| 要介護 5 | 887単位 | 897単位 | 要介護 5 | 846単位 | 856単位 |
| ○単独型：ユニット型の場合 | | | ○併設型：ユニット型の場合 | | |
| | ＜現行＞ | ＜改定後＞ | | ＜現行＞ | ＜改定後＞ |
| 要支援 1 | 539単位 | 543単位 | 要支援 1 | 508単位 | 512単位 |
| 要支援 2 | 655単位 | 660単位 | 要支援 2 | 631単位 | 636単位 |
| 要介護 1 | 718単位 | 723単位 | 要介護 1 | 677単位 | 682単位 |
| 要介護 2 | 784単位 | ⇒ 790単位 | 要介護 2 | 743単位 | ⇒ 749単位 |
| 要介護 3 | 855単位 | 863単位 | 要介護 3 | 814単位 | 822単位 |
| 要介護 4 | 921単位 | 930単位 | 要介護 4 | 880単位 | 889単位 |
| 要介護 5 | 987単位 | 997単位 | 要介護 5 | 946単位 | 956単位 |

※多床室の基本報酬の見直しは、項目⑧参照¹⁰⁹

12. 短期入所生活介護 ①看護体制の充実

| 概要 |
|---|
| ※介護予防短期入所生活介護は含まない |
| ○ 中重度の高齢者の積極的な受け入れを促進する等の観点から、現行の看護体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の算定要件である体制要件に加えて、利用者のうち要介護3以上の利用者を70%以上受け入れる事業所について、新たに評価することとする。その際、定員ごとにきめ細かく単位数を設定することとする。 |

| 単位数 | |
|--|---|
| ＜現行＞ 看護体制加算（Ⅰ） 4単位／日 看護体制加算（Ⅱ） 8単位／日 | ⇒ |
| ＜改定後＞ 看護体制加算（Ⅰ） 4単位／日 看護体制加算（Ⅱ） 8単位／日 看護体制加算（Ⅲ）イ 12単位／日（新設） 看護体制加算（Ⅲ）ロ 6単位／日（新設） 看護体制加算（Ⅳ）イ 23単位／日（新設） 看護体制加算（Ⅳ）ロ 13単位／日（新設） | |

| 算定要件等 | | | | |
|----------|--|------------|----------------------|------------|
| | 看護体制加算（Ⅲ） | | 看護体制加算（Ⅳ） | |
| | イ | ロ | イ | ロ |
| 看護体制要件 | 看護体制加算（Ⅰ）の算定要件を満たすこと | | 看護体制加算（Ⅱ）の算定要件を満たすこと | |
| 中重度者受入要件 | 前年度又は算定日が属する月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が100分の70以上であること | | | |
| 定員要件 | 29人以下 | 30人以上50人以下 | 29人以下 | 30人以上50人以下 |

※看護体制加算（Ⅲ）及び看護体制加算（Ⅳ）を同時に算定することは可能
 看護体制加算（Ⅰ）及び看護体制加算（Ⅲ）を同時に算定することは不可。
 看護体制加算（Ⅱ）及び看護体制加算（Ⅳ）を同時に算定することは不可。

12. 短期入所生活介護 ②夜間の医療処置への対応の強化

概要

※介護予防短期入所生活介護は含まない

- 夜間の医療処置への対応を強化する観点から、夜勤職員配置加算について、現行の要件に加えて、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること（この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要）について、これをより評価することとする。

単位数

| | | | | |
|----------|---------------|---|----------|---------------------|
| <現行> | | | <改定後> | |
| 従来型の場合 | (I) : 13単位/日 | ⇒ | 従来型の場合 | (I) : 13単位/日 |
| ユニット型の場合 | (II) : 18単位/日 | | ユニット型の場合 | (II) : 18単位/日 |
| | | | 従来型の場合 | (III) : 15単位/日 (新設) |
| | | | ユニット型の場合 | (IV) : 20単位/日 (新設) |

111

12. 短期入所生活介護 ③生活機能向上連携加算の創設

概要

※介護予防短期入所生活介護を含む

- 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、生活機能向上連携加算を創設し、短期入所生活介護の事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントをすることを評価する。

単位数

| | | |
|------|---|--|
| <現行> | | <改定後> |
| なし | ⇒ | 生活機能向上連携加算 200単位/月 ※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月 |

算定要件等

- 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が、短期入所生活介護の事業所を訪問し、短期入所生活介護の事業所の職員と共同で、アセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成すること。
- リハビリテーション専門職と連携して、個別機能訓練計画の進捗状況を3月ごとに1回以上評価し、必要に応じて計画・訓練内容等の見直しを行うこと。

112

12. 短期入所生活介護 ④機能訓練指導員の確保の促進

概要

※介護予防短期入所生活介護を含む

- 機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（※）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算、機能訓練体制加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

算定要件等

- 一定の実務経験を有するはり師、きゅう師とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者とする。

113

12. 短期入所生活介護 ⑤認知症専門ケア加算の創設

概要

※介護予防短期入所生活介護を含む

- どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護老人福祉施設や介護老人保健施設に設けられている認知症専門ケア加算について、短期入所生活介護にも創設する。

単位数

| | | | |
|------------|---|---------------------------------------|--------------------------|
| ＜現行＞ なし | ⇒ | ＜改定後＞ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） | 3 単位／日（新設） 4 単位／日（新設） |
|------------|---|---------------------------------------|--------------------------|

算定要件等

- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）
 - ・ 施設における利用者の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
 - ・ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- 認知症専門ケア加算（Ⅱ）
 - ・ 加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。
 - ・ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・ 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

12. 短期入所生活介護 ⑥特養併設型における夜勤職員の配置基準の緩和

概要 ※介護予防短期入所生活介護を含む

- 介護人材が不足する中で、効率的な人員配置を進める観点から、利用者の処遇に支障がなく、一定の要件を満たす場合には、短期入所生活介護事業所（ユニット型以外）と特養（ユニット型）が併設している場合の夜勤職員の兼務を認めることとする。

算定要件等

- 以下の要件を満たす場合には、夜勤職員の兼務を認める。
 - ・ 短期入所生活介護事業所と特別養護老人ホームが併設されていること
 - ・ 夜勤職員1人あたりの短期入所生活介護事業所（ユニット型以外）と特養（ユニット型）の利用者数の合計が20人以内であること
- ※ 逆の場合（短期入所生活介護事業所（ユニット型）と特養（ユニット型以外））も同様とする。

（参考）特養（ユニット型）と短期入所生活介護（ユニット型以外）が併設されている場合の例

| | 本体特養(ユニット型) | 併設ショートステイ |
|----|-------------|-----------|
| 3階 | 10人 | |
| 2階 | 9人 | 3人（多床室） |
| 1階 | 10人 | |

- 改正前は夜勤職員を計3名配置する必要。
 - ・ 特養 = 2ユニットごとに1人 → 3ユニット → 2名
 - ・ ショートステイ = 利用者25人につき1人 → 3人 → 1名 計3名
- 改正後は、計2名となる。

115

12. 短期入所生活介護 ⑦介護ロボットの活用の推進

概要 ※介護予防短期入所生活介護は含まない

- 夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について、新たに評価する。

単位数

- 変更なし
- ※夜勤職員配置加算
 - 従来型の場合 (I) : 13単位/日
 - ユニット型の場合 (II) : 18単位/日

算定要件等

- | | |
|---|---|
| <p><現行の夜勤職員配置加算の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数： 夜勤職員の最低基準+1名分の人員を多く配置していること。 | <p><見守り機器を導入した場合の夜勤職員配置加算の要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜勤時間帯の夜勤職員数： 夜勤職員の最低基準+0.9名分の人員を多く配置していること。 ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上に設置していること。 ・ 施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。 |
|---|---|

12. 短期入所生活介護 ⑧多床室の基本報酬の見直し

概要 ※介護予防短期入所生活介護を含む

- 短期入所生活介護の基本報酬について、特別養護老人ホームの従来型個室と多床室の基本報酬は同じとなっていることとの整合性の観点から、従来型個室と多床室との間の報酬の差を適正化することとする。

単位数 ※以下の単位数はすべて1日あたり

○単独型の場合

| | <現行> | | <改定後> |
|------|-------|---|-------|
| 要支援1 | 460単位 | | 465単位 |
| 要支援2 | 573単位 | | 577単位 |
| 要介護1 | 640単位 | | 625単位 |
| 要介護2 | 707単位 | ⇒ | 693単位 |
| 要介護3 | 775単位 | | 763単位 |
| 要介護4 | 842単位 | | 831単位 |
| 要介護5 | 907単位 | | 897単位 |

○併設型の場合

| | <現行> | | <改定後> |
|------|-------|---|-------|
| 要支援1 | 438単位 | | 437単位 |
| 要支援2 | 539単位 | | 543単位 |
| 要介護1 | 599単位 | | 584単位 |
| 要介護2 | 666単位 | ⇒ | 652単位 |
| 要介護3 | 734単位 | | 722単位 |
| 要介護4 | 801単位 | | 790単位 |
| 要介護5 | 866単位 | | 856単位 |

117

12. 短期入所生活介護 ⑨療養食加算の見直し

概要 ※介護予防短期入所生活介護を含む

- 療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

単位数

| | <現行> | | <改定後> |
|-------|--------|---|-------|
| 療養食加算 | 23単位/日 | ⇒ | 8単位/回 |

12. 短期入所生活介護 ⑩共生型短期入所生活介護

| | |
|------------------|--|
| 概要 | ※介護予防短期入所生活介護を含む |
| ア 共生型短期入所生活介護の基準 | 共生型短期入所生活介護については、障害福祉制度における短期入所（障害者支援施設の併設型及び空床利用型に限る。）の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられるものとして、基準を設定する。【省令改正】 |
| イ 共生型短期入所生活介護の報酬 | 報酬は、以下の基本的な考え方に基づき設定するとともに、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域との関わりを持つために地域に貢献する活動（地域の交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施している場合に評価する加算を設定する。また、短期入所生活介護事業所に係る加算は、各加算の算定要件を満たした場合に算定できることとする。 （報酬設定の基本的な考え方） i 本来的な介護保険事業所の基準を満たしていないため、本来報酬単価と区分。 ii 障害者が高齢者（65歳）に到達して介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、概ね障害福祉制度における報酬の水準を担保する。 |

| | |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 単位数 | |
| ○障害福祉制度の短期入所事業所が、要介護者へのショートステイを行う場合 | |
| ＜現行＞ | ＜改定後＞ |
| なし ⇒ | 基本報酬 所定単位数に92/100を乗じた単位数（新設） |
| なし ⇒ | 生活相談員配置等加算 13単位/日（新設） |

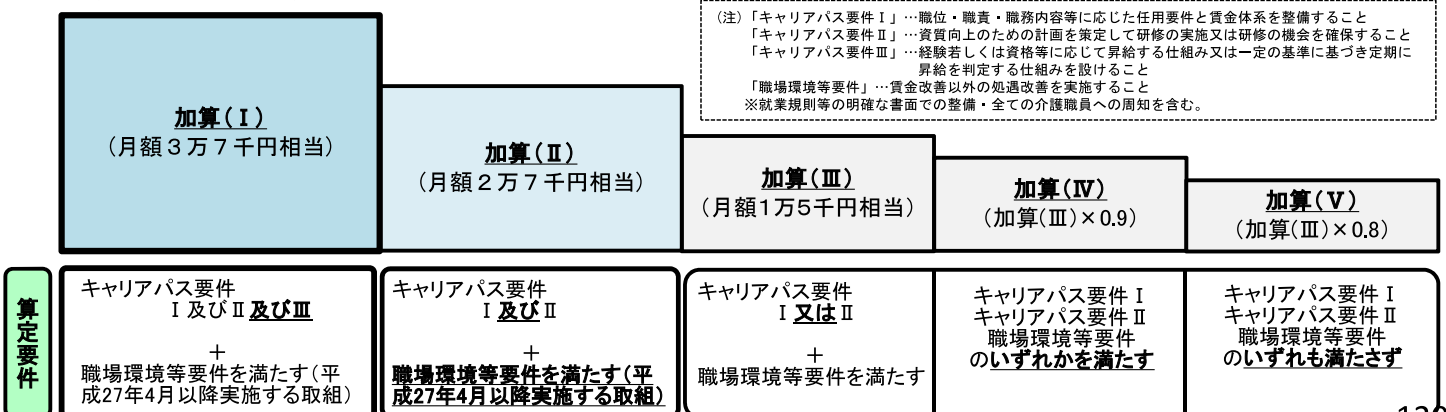
| | |
|--|-----|
| 算定要件等 | |
| ＜生活相談員配置等加算＞ | |
| ○ 共生型短期入所生活介護事業所について、生活相談員（社会福祉士等）を配置し、かつ、地域に貢献する活動（地域交流の場の提供、認知症カフェ等）を実施していること。 | 119 |

12 短期入所生活介護 ⑪介護職員処遇改善加算の見直し

| | |
|--|------------------|
| 概要 | ※介護予防短期入所生活介護を含む |
| ○ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点等を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。 | |
| ○ その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。 | |

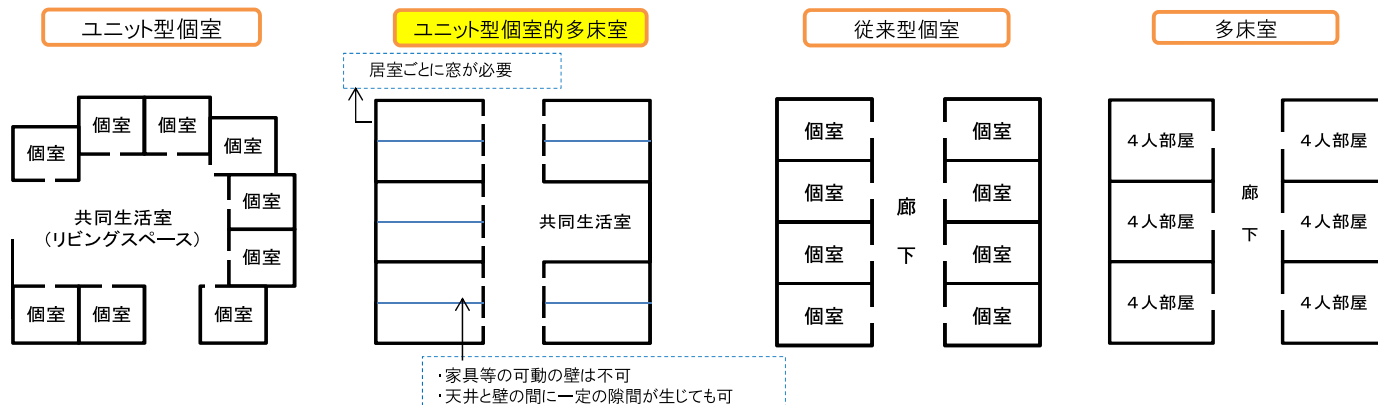
| | |
|--|--|
| 算定要件等 | |
| ○ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。 | |
| ※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。 | |

（参考）介護職員処遇改善加算の区分



概要

○ ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室的多床室」に変更する。



短期入所療養介護 (※改正部分を掲載)

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (I)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)

i 要介護1 753単位 ii 要介護2 798単位 iii 要介護3 859単位 iv 要介護4 911単位 v 要介護5 962単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)

i 要介護1 794単位 ii 要介護2 865単位 iii 要介護3 927単位 iv 要介護4 983単位 v 要介護5 1,038単位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii)

i 要介護1 826単位 ii 要介護2 874単位 iii 要介護3 935単位 iv 要介護4 986単位 v 要介護5 1,039単位

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv)

i 要介護1 873単位 ii 要介護2 947単位 iii 要介護3 1,009単位 iv 要介護4 1,065単位 v 要介護5 1,120単位

(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (II)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)

i 要介護1 778単位 ii 要介護2 859単位 iii 要介護3 972単位 iv 要介護4 1,048単位 v 要介護5 1,122単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)

i 要介護1 855単位 ii 要介護2 937単位 iii 要介護3 1,051単位 iv 要介護4 1,126単位 v 要介護5 1,200単位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii)

(削除)

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv)

(削除)

(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (III)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (i)

i 要介護1 778単位 ii 要介護2 853単位 iii 要介護3 946単位 iv 要介護4 1,021単位 v 要介護5 1,095単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (ii)

i 要介護1 855単位 ii 要介護2 931単位 iii 要介護3 1,024単位 iv 要介護4 1,098単位 v 要介護5 1,173単位

c 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iii)

(削除)

d 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (iv)

(削除)

四 介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)(新設)

a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護1 739単位 ii 要介護2 783単位 iii 要介護3 843単位 iv 要介護4 894単位 v 要介護5 944単位

b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1 811単位 ii 要介護2 858単位 iii 要介護3 917単位 iv 要介護4 967単位 v 要介護5 1,019単位

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費

(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)

a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護1 832単位 ii 要介護2 877単位 iii 要介護3 939単位 iv 要介護4 992単位 v 要介護5 1,043単位

b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1 877単位 ii 要介護2 951単位 iii 要介護3 1,013単位 iv 要介護4 1,069単位 v 要介護5 1,124単位

c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

i 要介護1 832単位 ii 要介護2 877単位 iii 要介護3 939単位 iv 要介護4 992単位 v 要介護5 1,043単位

d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

i 要介護1 877単位 ii 要介護2 951単位 iii 要介護3 1,013単位 iv 要介護4 1,069単位 v 要介護5 1,124単位

(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)

a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護1 940単位 ii 要介護2 1,021単位 iii 要介護3 1,134単位 iv 要介護4 1,210単位 v 要介護5 1,284単位

b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1 940単位 ii 要介護2 1,021単位 iii 要介護3 1,134単位 iv 要介護4 1,210単位 v 要介護5 1,284単位

c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

(削除)

d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

(削除)

(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)

a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護1 940単位 ii 要介護2 1,015単位 iii 要介護3 1,108単位 iv 要介護4 1,183単位 v 要介護5 1,257単位

b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1 940単位 ii 要介護2 1,015単位 iii 要介護3 1,108単位 iv 要介護4 1,183単位 v 要介護5 1,257単位

c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iii)

(削除)

d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(iv)

(削除)

四 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(IV)(新設)

a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)

i 要介護1 816単位 ii 要介護2 861単位 iii 要介護3 921単位 iv 要介護4 973単位 v 要介護5 1,023単位

b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1 816単位 ii 要介護2 861単位 iii 要介護3 921単位 iv 要介護4 973単位 v 要介護5 1,023単位

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費(新設)

(1) I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) I型介護医療院短期入所療養介護費(I)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1 744単位 ii 要介護2 852単位 iii 要介護3 1,085単位 iv 要介護4 1,184単位 v 要介護5 1,273単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1 853単位 ii 要介護2 961単位 iii 要介護3 1,194単位 iv 要介護4 1,293単位 v 要介護5 1,382単位

(二) I型介護医療院短期入所療養介護費(II)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1 734単位 ii 要介護2 840単位 iii 要介護3 1,070単位 iv 要介護4 1,167単位 v 要介護5 1,255単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1 841単位 ii 要介護2 948単位 iii 要介護3 1,177単位 iv 要介護4 1,274単位 v 要介護5 1,362単位

(三) I型介護医療院短期入所療養介護費(III)

a I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

i 要介護1 718単位 ii 要介護2 824単位 iii 要介護3 1,054単位 iv 要介護4 1,151単位 v 要介護5 1,239単位

b I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)

i 要介護1 825単位 ii 要介護2 932単位 iii 要介護3 1,161単位 iv 要介護4 1,258単位 v 要介護5 1,346単位

(2) II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

(一) II型介護医療院短期入所療養介護費(I)

- a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)
 i 要介護1 699単位 ii 要介護2 793単位 iii 要介護3 997単位 iv 要介護4 1,084単位 v 要介護5 1,162単位
- b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)
 i 要介護1 808単位 ii 要介護2 902単位 iii 要介護3 1,106単位 iv 要介護4 1,193単位 v 要介護5 1,271単位
- (二) II型介護医療院短期入所療養介護費(II)
 a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)
 i 要介護1 683単位 ii 要介護2 777単位 iii 要介護3 981単位 iv 要介護4 1,068単位 v 要介護5 1,146単位
- b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)
 i 要介護1 792単位 ii 要介護2 886単位 iii 要介護3 1,090単位 iv 要介護4 1,177単位 v 要介護5 1,255単位
- (三) II型介護医療院短期入所療養介護費(III)
 a II型介護医療院短期入所療養介護費(i)
 i 要介護1 672単位 ii 要介護2 766単位 iii 要介護3 970単位 iv 要介護4 1,057単位 v 要介護5 1,135単位
- b II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)
 i 要介護1 781単位 ii 要介護2 875単位 iii 要介護3 1,079単位 iv 要介護4 1,166単位 v 要介護5 1,244単位
- (3) 特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)
 (一) I型特別介護医療院短期入所療養介護費
 a I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)
 i 要介護1 685単位 ii 要介護2 785単位 iii 要介護3 1,004単位 iv 要介護4 1,096単位 v 要介護5 1,180単位
- b I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)
 i 要介護1 786単位 ii 要介護2 888単位 iii 要介護3 1,105単位 iv 要介護4 1,198単位 v 要介護5 1,281単位
- (二) II型特別介護医療院短期入所療養介護費
 a II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)
 i 要介護1 640単位 ii 要介護2 730単位 iii 要介護3 924単位 iv 要介護4 1,007単位 v 要介護5 1,081単位
- b II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)
 i 要介護1 744単位 ii 要介護2 834単位 iii 要介護3 1,028単位 iv 要介護4 1,110単位 v 要介護5 1,184単位
- (4) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)
 (一) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(I)
 a ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(i)

- i 要介護1 870単位 ii 要介護2 978単位 iii 要介護3 1,211単位 iv 要介護4 1,310単位 v 要介護5 1,399単位
- b ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)
 i 要介護1 870単位 ii 要介護2 978単位 iii 要介護3 1,211単位 iv 要介護4 1,310単位 v 要介護5 1,399単位
- (二) ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(II)
 a ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(i)
 i 要介護1 860単位 ii 要介護2 966単位 iii 要介護3 1,196単位 iv 要介護4 1,293単位 v 要介護5 1,381単位
- b ユニット型I型介護医療院短期入所療養介護費(ii)
 i 要介護1 860単位 ii 要介護2 966単位 iii 要介護3 1,196単位 iv 要介護4 1,293単位 v 要介護5 1,381単位
- (5) ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)
 (一) ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費(i)
 a 要介護1 869単位 b 要介護2 969単位 c 要介護3 1,185単位 d 要介護4 1,277単位 e 要介護5 1,360単位
- (二) ユニット型II型介護医療院短期入所療養介護費(ii)
 a 要介護1 869単位 b 要介護2 969単位 c 要介護3 1,185単位 d 要介護4 1,277単位 e 要介護5 1,360単位
- (6) ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)
 (一) ユニット型I型特別介護医療院短期入所療養介護費
 a ユニット型I型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)
 i 要介護1 820単位 ii 要介護2 920単位 iii 要介護3 1,139単位 iv 要介護4 1,231単位 v 要介護5 1,314単位
- b ユニット型I型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)
 i 要介護1 820単位 ii 要介護2 920単位 iii 要介護3 1,139単位 iv 要介護4 1,231単位 v 要介護5 1,314単位
- (二) ユニット型II型特別介護医療院短期入所療養介護費
 a ユニット型II型特別介護医療院短期入所療養介護費(i)
 i 要介護1 828単位 ii 要介護2 923単位 iii 要介護3 1,128単位 iv 要介護4 1,216単位 v 要介護5 1,294単位
- b ユニット型II型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)
 i 要介護1 828単位 ii 要介護2 923単位 iii 要介護3 1,128単位 iv 要介護4 1,216単位 v 要介護5 1,294単位
- (7) 特定介護医療院短期入所療養介護
 (一) 3時間以上4時間未満 654単位 (二) 4時間以上6時間未満 905単位 (三) 6時間以上8時間未満 1,257単位

- (二)II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 498単位 ii 要支援2 615単位
 - b II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 556単位 ii 要支援2 693単位

- (二)ユニット型II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a ユニット型II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 641単位 ii 要支援2 779単位
 - b ユニット型II型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 641単位 ii 要支援2 779単位

(4) ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- (-)ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(I)
 - a ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 658単位 ii 要支援2 815単位
 - b ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 658単位 ii 要支援2 815単位

- (二)ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(II)
 - a ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 648単位 ii 要支援2 805単位
 - b ユニット型I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 648単位 ii 要支援2 805単位

(5) ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- (-)ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - a 要支援1 672単位 b 要支援2 818単位

- (二)ユニット型II型介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - a 要支援1 672単位 b 要支援2 818単位

(6) ユニット型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(1日につき)

- (-)ユニット型I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費
 - a ユニット型I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(i)
 - i 要支援1 616単位 ii 要支援2 765単位
 - b ユニット型I型特別介護医療院介護予防短期入所療養介護費(ii)
 - i 要支援1 616単位 ii 要支援2 765単位

13. 短期入所療養介護

改定事項

- ①認知症専門ケア加算の創設
- ②介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護
- ③介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護
- ④有床診療所等が提供する短期入所療養介護
- ⑤介護医療院が提供する短期入所療養介護
- ⑥療養食加算の見直し
- ⑦介護職員処遇改善加算の見直し
- ⑧居室とケア

13. 短期入所療養介護 ①認知症専門ケア加算の創設

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

- どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、介護老人福祉施設や介護老人保健施設に設けられている認知症専門ケア加算について、短期入所療養介護にも創設する。

単位数

| | | | |
|------------|---|---------------------------------------|------------------|
| ＜現行＞ なし | ⇒ | ＜改定後＞ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 認知症専門ケア加算（Ⅱ） | 3 単位／日 4 単位／日 |
|------------|---|---------------------------------------|------------------|

算定要件等

- 認知症専門ケア加算（Ⅰ）
 - ・ 施設における利用者の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上。
 - ・ 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- 認知症専門ケア加算（Ⅱ）
 - ・ 加算（Ⅰ）の基準のいずれにも適合すること。
 - ・ 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・ 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。

124

13. 短期入所療養介護 ②介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

- 平成29年の制度改正で、介護老人保健施設の役割が在宅復帰・在宅療養支援であることがより明確にされたことを踏まえ、この機能を更に推進する観点から、報酬体系の見直しを行う。
 - ア 従来型の基本報酬については、一定の在宅復帰・在宅療養支援機能を有するものを基本型として評価することとし、メリハリをつけた評価とする。
 - イ 在宅復帰・在宅療養支援機能については、現在、在宅復帰率、ベッド回転率、退所後の状況確認等の指標を用いて評価しているが、これらに加え、入所後の取組みやリハビリテーション専門職の配置等の指標も用いることで更にきめ細かい評価ができるようにする。
 - ウ 現行の在宅強化型よりも在宅復帰・在宅療養支援をより進めている施設については、更に評価することとする。

単位数

基本報酬（多床室の場合）（単位／日）

| | （現行） | | → | （改定後） | | |
|------|-------|-------|---|-------|-------|---------|
| | 在宅強化型 | 従来型 | | 在宅強化型 | 基本型 | その他（新設） |
| 要介護1 | 867 | 823 | | 873 | 826 | 811 |
| 要介護2 | 941 | 871 | | 947 | 874 | 858 |
| 要介護3 | 1,003 | 932 | | 1,009 | 935 | 917 |
| 要介護4 | 1,059 | 983 | | 1,065 | 986 | 967 |
| 要介護5 | 1,114 | 1,036 | | 1,120 | 1,039 | 1,019 |

算定要件等

- 施設サービス（介護保健施設サービス費）の算定要件に準ずる。

125

13. 短期入所療養介護 ③介護療養型老人保健施設が提供する短期入所療養介護

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

- 介護医療院と介護療養型老人保健施設では重なった機能があることや、報酬体系の簡素化の観点から「療養型」及び「療養強化型」の報酬を「療養型」に一元化する。
ただし、「療養強化型」で評価されていた一定の医療処置及び重度者要件については、質の高いケアを評価する観点から、療養体制維持特別加算において別に評価するとともに、当該加算の期限をなくすこととする。

単位数

- 基本報酬(多床室の場合) (単位/日)

| | (現行) | | → | (改定後) | |
|------|-------|-------|---|-------|-------|
| | 療養強化型 | 療養型 | | (削除) | 療養型 |
| 要介護1 | 855 | 855 | | — | 855 |
| 要介護2 | 937 | 937 | | — | 937 |
| 要介護3 | 1,118 | 1,051 | | — | 1,051 |
| 要介護4 | 1,193 | 1,126 | | — | 1,126 |
| 要介護5 | 1,268 | 1,200 | | — | 1,200 |

- 療養体制維持特別加算について
 <現行> 療養体制維持特別加算 27単位/日 → <改定後> 療養体制維持特別加算(Ⅰ) 27単位/日
 療養体制維持特別加算(Ⅱ) 57単位/日(新設)

算定要件等

- 療養体制維持特別加算(Ⅱ)
 入所者等のうち、喀痰吸引若しくは経管栄養が実施された者が20%以上及び著しい精神症状、周辺症状若しくは重篤な身体疾患又は日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、専門医療を必要とする認知症高齢者の割合が50%以上
 ※ 療養体制維持特別加算(Ⅰ)との併算定可

126

13. 短期入所療養介護 ④有床診療所等が提供する短期入所療養介護

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

- 医療ニーズが高い要介護者への支援としてサービス供給量を増やすとともに、地域の医療資源を有効活用する観点から、有床診療所等の短期入所療養介護への参入を進めることとし、以下の見直しを行う。
 ア 療養病床を有する病院又は診療所については、短期入所療養介護の基準を全て満たしていることから、当該サービスのみなし指定とする。【省令改正】
 イ 一般病床の有床診療所については、「食堂」が医療法上の施設基準とされていないが、サービスの実態を踏まえ、一般病床の有床診療所が短期入所療養介護を提供する場合は、食堂に関する基準を緩和する。【省令改正】
 ただし、食堂を有する事業所との間で報酬上のメリハリをつけることとする。

基準

- 診療所(療養病床を有するものを除く。)においては、以下の要件を満たすこと。
 <現行> イ 床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること
 ロ 食堂及び浴室を有すること
 ハ 機能訓練を行うための場所を有すること
 <改定後> イ 床面積は利用者1人につき6.4㎡とすること
 ロ 浴室を有すること
 ハ 機能訓練を行うための場所を有すること

単位数

<現行> なし → <改定後> 食堂を有しない場合の減算 25単位/日(新設)

算定要件等

- 食堂を有していないこと。

127

13. 短期入所療養介護 ⑤介護医療院が提供する短期入所療養介護

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

短期入所療養介護については、介護療養型医療施設が提供可能であったことを踏まえ、介護医療院においても提供することを可能とする。

単位数

○ 基本報酬(多床室の場合)(単位/日)

| | (新設) | | | | | |
|------|---|--|---|--|---|--|
| | I型療養床 | | | II型療養床 | | |
| | I型介護医療院サービス費(I) (療養機能強化型A相当) (看護6:1介護4:1) | I型介護医療院サービス費(II) (療養機能強化型B相当) (看護6:1介護4:1) | I型介護医療院サービス費(III) (療養機能強化型B相当) (看護6:1介護5:1) | II型介護医療院サービス費(I) (転換老健相当) (看護6:1介護4:1) | II型介護医療院サービス費(II) (転換老健相当) (看護6:1介護5:1) | II型介護医療院サービス費(III) (転換老健相当) (看護6:1介護6:1) |
| 要介護1 | 853 | 841 | 825 | 808 | 792 | 781 |
| 要介護2 | 961 | 948 | 932 | 902 | 886 | 875 |
| 要介護3 | 1,194 | 1,177 | 1,161 | 1,106 | 1,090 | 1,079 |
| 要介護4 | 1,293 | 1,274 | 1,258 | 1,193 | 1,177 | 1,166 |
| 要介護5 | 1,382 | 1,362 | 1,346 | 1,271 | 1,255 | 1,244 |

※療養室等の療養環境の基準を満たさない場合には25単位を減算する。

算定要件等

○施設サービス(介護医療院サービス費)の算定要件等に準ずる。

128

13. 短期入所療養介護 ⑥療養食加算の見直し

概要 ※介護予防短期入所療養介護を含む

○療養食加算について、1日単位で評価を行っている現行の取扱いを改め、1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする。

単位数

療養食加算 <現行> 23単位/日 ⇒ <改定後> 8単位/回

129

13. 短期入所療養介護 ⑦介護職員処遇改善加算の見直し

概要

※介護予防短期入所療養介護を含む

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点の踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

算定要件等

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める期日（※）までの間に限り算定することとする。

※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員（社会保険労務士など）の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

(参考)介護職員処遇改善加算の区分

| | 加算(Ⅰ) (月額3万7千円相当) | 加算(Ⅱ) (月額2万7千円相当) | 加算(Ⅲ) (月額1万5千円相当) | 加算(Ⅳ) (加算(Ⅲ)×0.9) | 加算(Ⅴ) (加算(Ⅲ)×0.8) |
|------|--|---|----------------------------------|--|--|
| 算定要件 | キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ及びⅢ + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組) | キャリアパス要件Ⅰ及びⅡ + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組) | キャリアパス要件Ⅰ又はⅡ + 職場環境等要件を満たす | キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件のいずれかを満たす | キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ 職場環境等要件のいずれも満たさず |

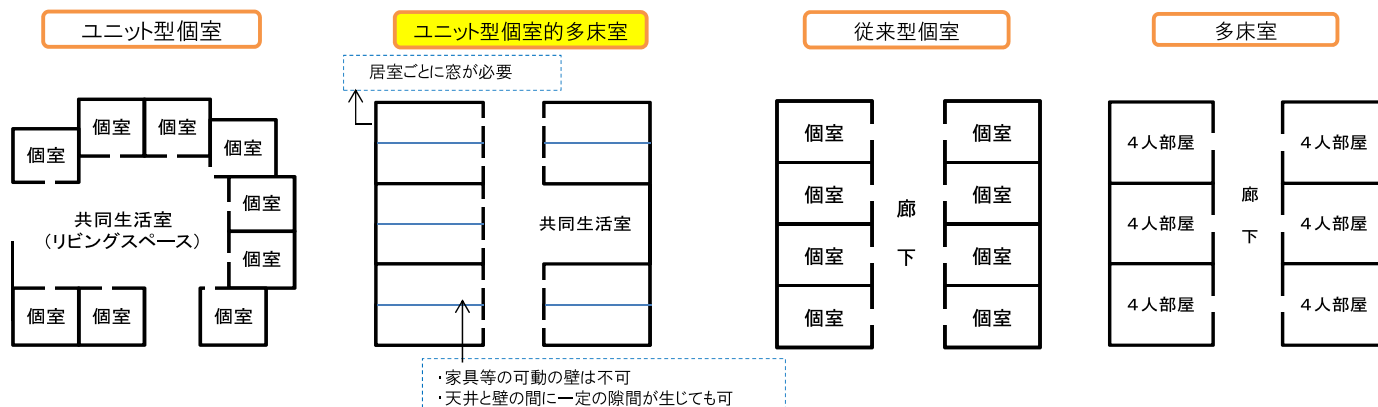
(注)「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

130

13. 短期入所療養介護 ⑧居室とケア

概要

- ユニット型準個室について、実態を踏まえ、その名称を「ユニット型個室の多床室」に変更する。



16. 福祉用具貸与

改定事項

①貸与価格の上限設定等

②機能や価格帯の異なる複数商品の掲示等

154

16. 福祉用具貸与 改定事項の概要

①貸与価格の上限設定等

- 福祉用具貸与について、平成30年10月から全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行う。
 - ・ 上限設定は商品ごとに行うものとし、「全国平均貸与価格+1標準偏差（1SD）」を上限とする。
 - ・ 平成31年度以降、新商品についても、3ヶ月に1度の頻度で同様の取扱いとする。
 - ・ 公表された全国平均貸与価格や設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降も、概ね1年に1度の頻度で見直しを行う。
 - ・ 全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限設定を行うに当たっては、月平均100件以上の貸与件数がある商品について適用する。
- なお、上記については、施行後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

②機能や価格帯の異なる複数商品の掲示等

- 利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、運営基準を改正し、福祉用具専門相談員に対して、以下の事項を義務づける。
 - ・ 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
 - ・ 機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること。
 - ・ 利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

福祉用具貸与の見直し

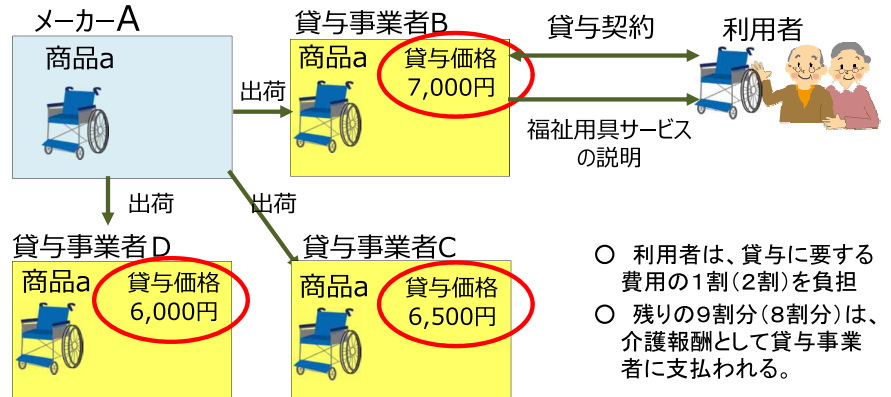
見直しの方向性

徹底的な見える化等を通じて貸与価格のばらつきを抑制し、適正価格での貸与を確保する。
【平成30年10月施行】

福祉用具貸与の仕組み

- 福祉用具は、対象者の身体状況等に応じて交換ができるように原則貸与
- 福祉用具貸与は、市場価格で保険給付されており、同一商品（例：メーカーAの車いすa）でも、貸与事業者ごとに価格差がある。
- これは、貸与事業者ごとに、仕入価格や搬出入・保守点検等に要する経費に相違があるためである。

* 福祉用具…車いす、つえ、特殊寝台など



- 利用者は、貸与に要する費用の1割(2割)を負担
- 残りの9割分(8割分)は、介護報酬として貸与事業者を支払われる。

見直し内容

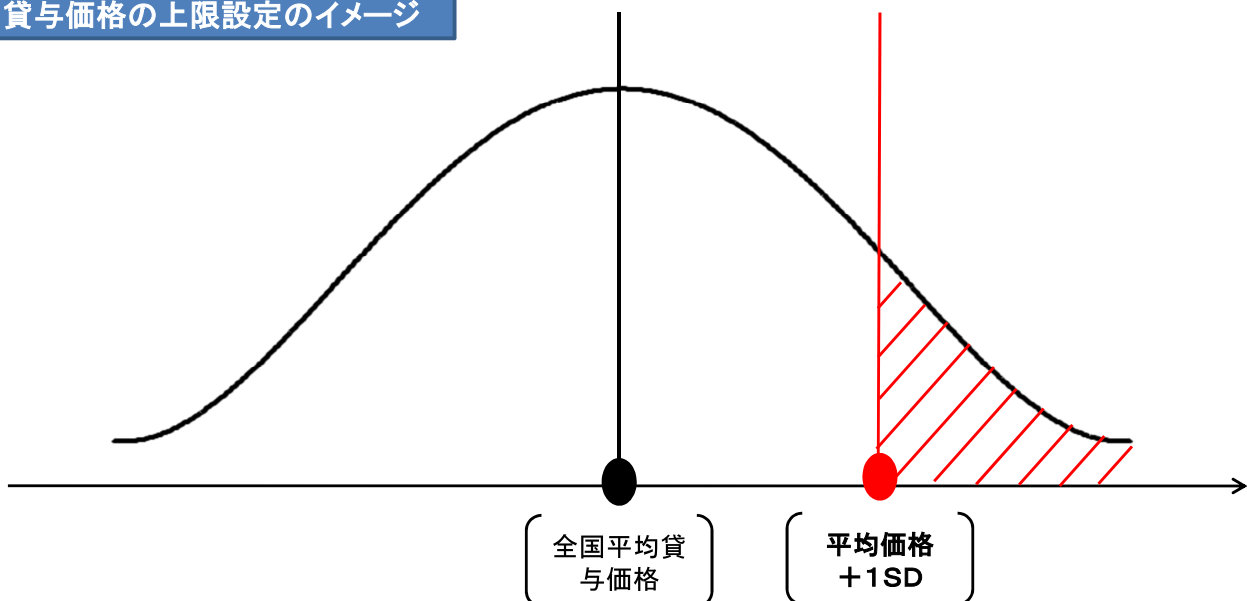
- 国が商品ごとに、当該商品の貸与価格の全国的な状況を把握。当該商品の全国平均貸与価格を公表
- 貸与事業者(福祉用具専門相談員)は、福祉用具を貸与する際、当該福祉用具の全国平均貸与価格と、その貸与事業者の貸与価格の両方を利用者に説明。また、機能や価格帯の異なる複数の商品を提示。(複数商品の提示は30年4月施行)
- 適切な貸与価格を確保するため、貸与価格に上限を設定
※ 貸与価格の上限は商品ごとに設定する(当該商品の全国平均貸与価格+1標準偏差)。

156

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 福祉用具の貸与価格の上限設定については、商品ごとに行う。
- 具体的には、当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」とする。
※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」は上位約16%に相当(正規分布の場合)。

貸与価格の上限設定のイメージ



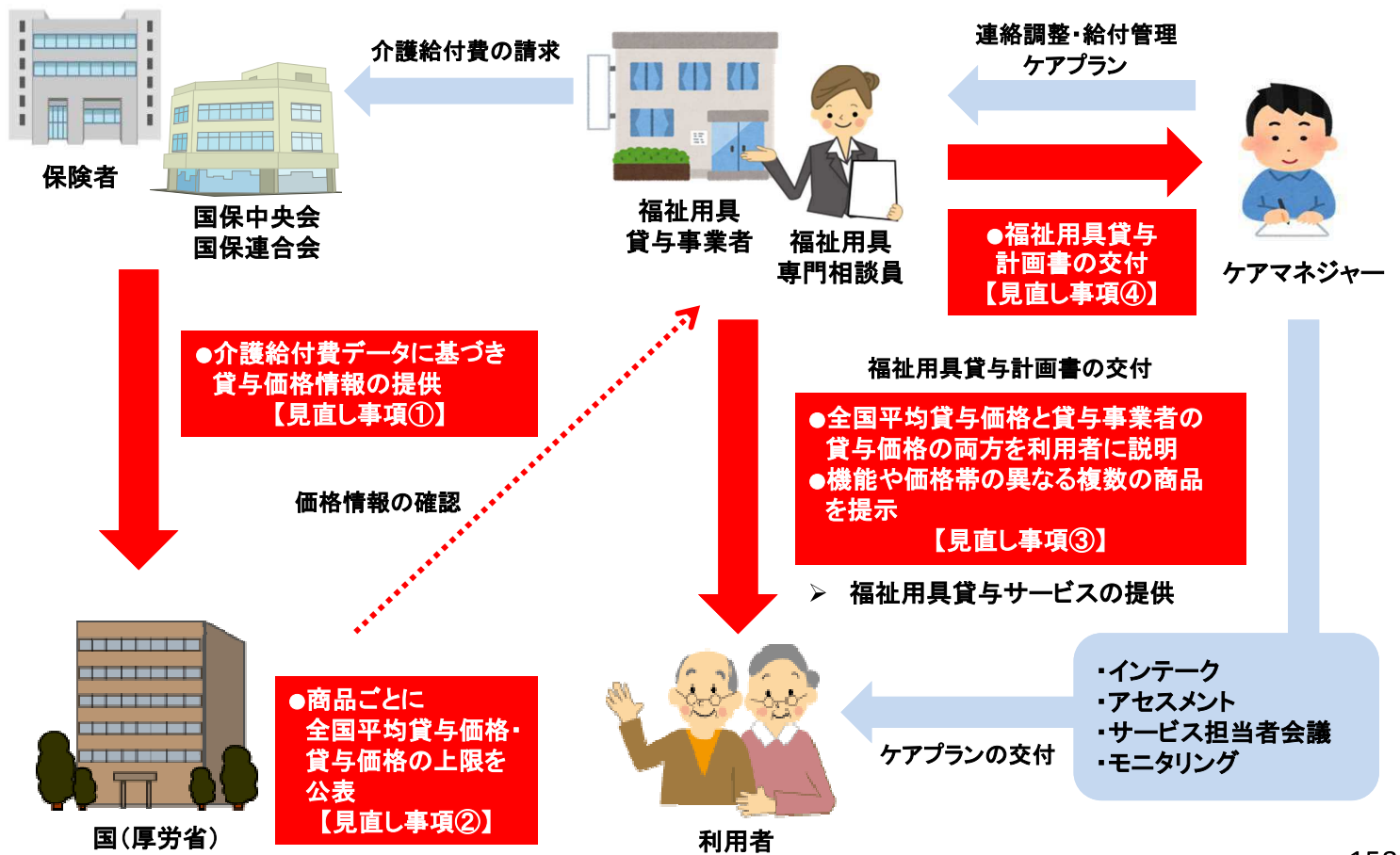
【全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)】

※ 上位約16%に相当(正規分布の場合)

※ 離島などの住民が利用する場合などは、交通費に相当する額を別途加算

※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い

福祉用具貸与の見直しについて（取組のイメージ）



158

17. 居宅介護支援

改定事項

○基本報酬

- ①医療と介護の連携の強化
- ②末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント
- ③質の高いケアマネジメントの推進
- ④公正中立なケアマネジメントの確保
- ⑤訪問回数が多い利用者への対応
- ⑥障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

17. 居宅介護支援 基本報酬

単位数

○居宅介護支援（Ⅰ）

・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分

| | <現行> | | <改定後> |
|---------------------|----------|---|----------|
| (一) 要介護1又は要介護2 | 1042単位/月 | ⇒ | 1053単位/月 |
| (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 1353単位/月 | ⇒ | 1368単位/月 |

○居宅介護支援（Ⅱ）

・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分

| | <現行> | | <改定後> |
|---------------------|---------|---|---------|
| (一) 要介護1又は要介護2 | 521単位/月 | ⇒ | 527単位/月 |
| (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 677単位/月 | ⇒ | 684単位/月 |

○居宅介護支援（Ⅲ）

・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分

| | <現行> | | <改定後> |
|---------------------|---------|---|---------|
| (一) 要介護1又は要介護2 | 313単位/月 | ⇒ | 316単位/月 |
| (二) 要介護3、要介護4又は要介護5 | 406単位/月 | ⇒ | 410単位/月 |

161

17. 居宅介護支援 ①医療と介護の連携の強化（入院時情報連携加算の見直し）

概要

※ i は介護予防支援を含み、ii 及び iii は介護予防支援を含まない

ア 入院時における医療機関との連携促進

入院時における医療機関との連携を促進する観点から、以下の見直しを行う。

- i 居宅介護支援の提供の開始に当たり、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することを義務づける。【省令改正】
- ii 入院時情報連携加算について、入院後3日以内の情報提供を新たに評価するとともに、情報提供の方法による差は設けないこととする。
- iii より効果的な連携となるよう、入院時に医療機関が求める利用者の情報を様式例として示すこととする。【通知改正】

単位数

【ii について】

| <現行> | | <改定後> |
|----------------------|---|----------------------|
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位/月 | ⇒ | 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位/月 |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位/月 | ⇒ | 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位/月 |

算定要件等

【ii について】

| <現行> | <改定後> |
|--|--|
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） ・入院後7日以内に医療機関を訪問して情報提供 | 入院時情報連携加算（Ⅰ） ・入院後3日以内に情報提供（提供方法は問わない） |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） ・入院後7日以内に訪問以外の方法で情報提供 | 入院時情報連携加算（Ⅱ） ・入院後7日以内に情報提供（提供方法は問わない） |
| ※（Ⅰ）（Ⅱ）の同時算定不可 | ※（Ⅰ）（Ⅱ）の同時算定不可 |

162

17. 居宅介護支援 ①医療と介護の連携の強化（退院・退所加算の見直し）

概要

※介護予防支援は含まない

- イ 退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関等との連携促進
 退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関や介護保険施設等との連携を促進する観点から、退院・退所加算を以下のとおり見直す。
- i 退院・退所時におけるケアプランの初回作成の手間を明確に評価する。
 - ii 医療機関等との連携回数に応じた評価とする。
 - iii 加えて、医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合を上乗せで評価する。
- また、退院・退所時にケアマネジャーが医療機関等から情報収集する際の聞き取り事項を整理した様式例について、退院・退所後に必要な事柄を充実させる等、必要な見直しを行うこととする。【通知改正】

単位数

<現行>

退院・退所加算

| | カンファレンス参加 無 | カンファレンス参加 有 |
|--------|-------------|-------------|
| 連携 1 回 | 300単位 | 300単位 |
| 連携 2 回 | 600単位 | 600単位 |
| 連携 3 回 | × | 900単位 |

<改定後>

⇒ 退院・退所加算

| | カンファレンス参加 無 | カンファレンス参加 有 |
|--------|-------------|-------------|
| 連携 1 回 | 450単位 | 600単位 |
| 連携 2 回 | 600単位 | 750単位 |
| 連携 3 回 | × | 900単位 |

算定要件等

- 医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。

ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

※ 入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定不可。

163

17. 居宅介護支援 ①医療と介護の連携の強化（特定事業所加算の見直し）

概要

※ウは介護予防支援を含み、エは介護予防支援は含まない

- ウ 平時からの医療機関等との連携促進
- i 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めることとされているが、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付することを義務づける。【省令改正】
 - ii 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことを義務づける。【省令改正】
- エ 医療機関等との総合的な連携の促進
 特定事業所加算について、医療機関等と総合的に連携する事業所を更に評価する。（平成31年度から施行）

単位数

○エについて

<現行>

なし

⇒

<改定後>

特定事業所加算(Ⅳ) 125単位/月（新設）

算定要件等

<エについて>

- 特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算（新設：次頁参照）を年間5回以上算定している事業所

17. 居宅介護支援 ②末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント

| | | | | | |
|---|-------------------------------|------|-------|----|-------------------------------|
| 概要 | ※介護予防支援は含まない | | | | |
| <p>ア ケアマネジメントプロセスの簡素化 著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議の招集を不要とすること等によりケアマネジメントプロセスを簡素化する。【省令改正】</p> <p>イ 頻回な利用者の状態変化等の把握等に対する評価の創設 末期の悪性腫瘍の利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等や居宅サービス事業者へ提供した場合を新たに評価する。</p> | | | | | |
| 単位数 | | | | | |
| <p>○イについて</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;"><現行></td> <td style="text-align: center;"><改定後></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">なし</td> <td style="text-align: center;">⇒ ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月（新設）</td> </tr> </table> | | <現行> | <改定後> | なし | ⇒ ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月（新設） |
| <現行> | <改定後> | | | | |
| なし | ⇒ ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月（新設） | | | | |
| 算定要件等 | | | | | |
| <p><イについて></p> <p>○対象利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・末期の悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む） <p>○算定要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施 ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供 | | | | | |

165

17. 居宅介護支援 ③質の高いケアマネジメントの推進

| 概要 | ※介護予防支援は含まない | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--------------|---|-------|---|-------|------------|---------|---|------|------------|---------|---|------|------------|---------|---|------|
| <p>ア 管理者要件の見直し 居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャーであることを管理者の要件とする。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】</p> <p>イ 地域における人材育成を行う事業者に対する評価 特定事業所加算について、他法人が運営する居宅介護支援事業所への支援を行う事業所など、地域のケアマネジメント機能を向上させる取組を評価することとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 単位数 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>○イについて</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;"><現行></th> <th style="text-align: center;">⇒</th> <th style="text-align: center;"><改定後></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定事業所加算(Ⅰ)</td> <td style="text-align: center;">500単位/月</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>特定事業所加算(Ⅱ)</td> <td style="text-align: center;">400単位/月</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> <tr> <td>特定事業所加算(Ⅲ)</td> <td style="text-align: center;">300単位/月</td> <td style="text-align: center;">⇒</td> <td style="text-align: center;">変更なし</td> </tr> </tbody> </table> | | | <現行> | ⇒ | <改定後> | 特定事業所加算(Ⅰ) | 500単位/月 | ⇒ | 変更なし | 特定事業所加算(Ⅱ) | 400単位/月 | ⇒ | 変更なし | 特定事業所加算(Ⅲ) | 300単位/月 | ⇒ | 変更なし |
| | <現行> | ⇒ | <改定後> | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定事業所加算(Ⅰ) | 500単位/月 | ⇒ | 変更なし | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定事業所加算(Ⅱ) | 400単位/月 | ⇒ | 変更なし | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定事業所加算(Ⅲ) | 300単位/月 | ⇒ | 変更なし | | | | | | | | | | | | | | |
| 算定要件等 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p><イについて></p> <p>○特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等の実施を要件に追加する。 <p>○特定事業所加算(Ⅱ)(Ⅲ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加を要件に追加する。（現行は(Ⅰ)のみ） | | | | | | | | | | | | | | | | | |

166

17. 居宅介護支援 ④公正中立なケアマネジメントの確保（契約時の説明等）

概要 ※一部を除き介護予防支援を含む

ア 契約時の説明等

利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明することを義務づけ、これらに違反した場合は報酬を減額する。

なお、例えば、集合住宅居住者において、特定の事業者のサービス利用が入居条件とされ、利用者の意思、アセスメント等を勘案せずに、利用者にとって適切なケアプランの作成が行われていない実態があるとの指摘も踏まえ、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみをケアプランに位置付けることは適切ではないことを明確化する。【通知改正】

単位数

| | | | |
|--------|----------------------|---|-------|
| | ＜現行＞ | | ＜改定後＞ |
| 運営基準減算 | 所定単位数の50/100に相当する単位数 | ⇒ | 変更なし |

算定要件等

○ 以下の要件を追加する。

利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、

- ・ 複数の事業所の紹介を求めることが可能であること
 - ・ 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であること
- の説明を行わなかった場合。

167

17. 居宅介護支援 ④公正中立なケアマネジメントの確保（特定事業所集中減算の見直し）

概要 ※介護予防支援は含まない

イ 特定事業所集中減算の対象サービスの見直し

特定事業所集中減算について、請求事業所数の少ないサービスや、主治の医師等の指示により利用するサービス提供事業所が決まる医療系サービスは対象サービスから除外する。なお、福祉用具貸与については、事業所数にかかわらずサービスを集中させることも可能であることから対象とする。

単位数

| | | | |
|-----------|-----------|---|-------|
| | ＜現行＞ | | ＜改定後＞ |
| 特定事業所集中減算 | 200単位/月減算 | ⇒ | 変更なし |

算定要件等

○ 対象となる「訪問介護サービス等」を以下のとおり見直す。

＜現行＞

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（※）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（※）、認知症対応型共同生活介護（※）、地域密着型特定施設入居者生活介護（※）、看護小規模多機能型居宅介護（※）

（※）利用期間を定めて行うものに限る。

＜改定後＞

訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与

17. 居宅介護支援 ⑤訪問回数の多い利用者への対応

概要

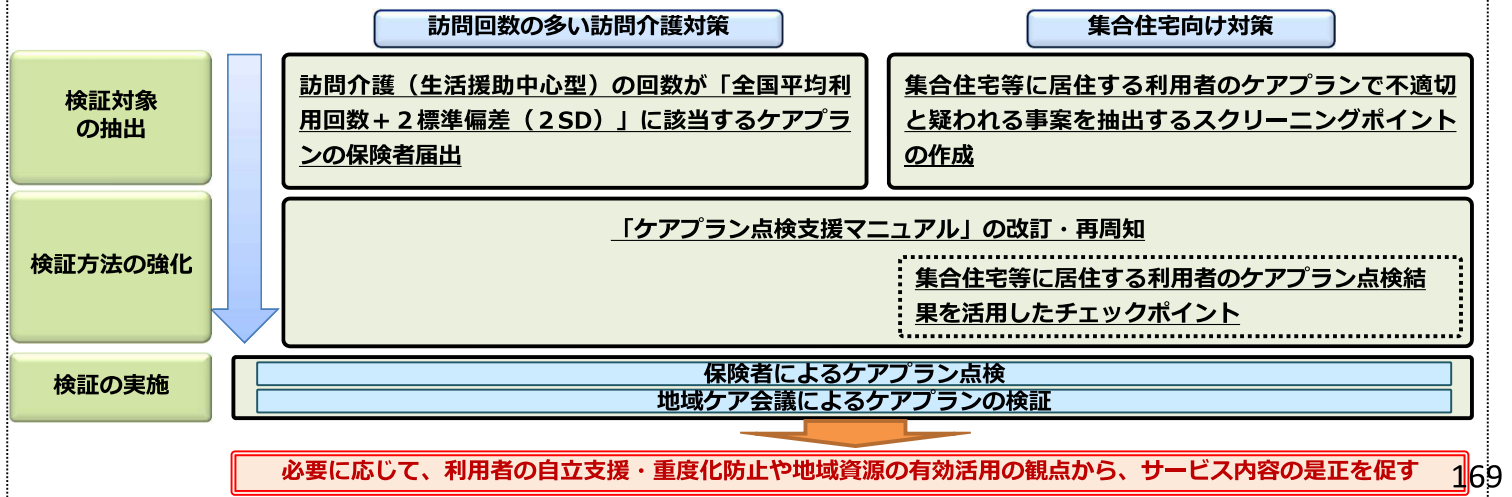
※介護予防支援は含まない

ア 訪問回数の多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当であり、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数（※）の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。【省令改正】

（※）「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として平成30年4月に国が定め、6ヶ月の周知期間を設けて10月から施行する。

イ 地域ケア会議の機能として、届け出られたケアプランの検証を位置付け、市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行うこととする。また市町村は、必要に応じて、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。【省令改正】

【イメージ図】ケアプランの適正化に向けた対策の強化



169

17. 居宅介護支援 ⑥障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

概要

※介護予防支援を含む

○ 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努める必要がある旨を明確にする。【省令改正】